



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分 (根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等					
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1	2	3	4			5	6	7	8	9
										号	号	号	号			号	号	号	号	号
7	R5.9.2	R5.9.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園まちづくり説明会当日配布資料 (R2.1.23、R2.1.26)</li> <li>公園まちづくり説明会資料 (R2.1.23、R2.1.26)</li> <li>住民に対する説明状況報告書等 (R2.2.6)</li> <li>住民に対する説明状況報告書等 (R2.2.19)</li> <li>三角地帯権利者別紙 (R2.7.21)</li> <li>三角地帯向け説明会配布資料 (R2.11.30、R2.12.1)</li> <li>住民に対する説明状況報告書等 (R3.5.7)</li> <li>神宮外苑地区まちづくり開発計画概要に関する説明会配布資料 (R3.6.4、R3.6.5)</li> <li>神宮外苑地区まちづくり開発計画概要に関する説明会説明資料 (R3.6.4、R3.6.5)</li> <li>住民に対する説明状況報告書等 (R3.6.9)</li> </ul>	193	1														都市整備局都市づくり政策部緑地景観課	
8	R5.9.12	R5.9.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全について (要請) (5都市政土634号)</li> <li>(9月8日会見用 質疑・想定) 神宮外苑再開発ヘリテージアラート</li> </ul>	8	1														都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
9	R5.9.12	R5.9.26	<p>2023年9月12日『神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全について (要請)』に関して</p> <p>(1) 上記文書を出す際の序議及び都市整備局と環境局の会議の日時、内容が分かる文書 (含む検討資料)</p> <p>(4) 神宮第二球場解体に伴う事業者の樹木保全に対する提案及び東京都の承認文書</p>					1											都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
10	R5.8.28	R5.9.11	令和4年度地域的な都市計画道路のあり方検討委託 報告書	109	1														都市整備局都市基盤整備部街路計画課	
11	R5.8.21	R5.9.4	西麻布三丁目北東地区市街地再開発組合の事業報告書等の提出について	76	1						1	1	1						都市整備局市街地整備部再開発課	
12	R5.9.1	R5.9.15	西宮久地区第一種市街地再開発事業について、社会資本整備総合交付金を充てた市街地再開発事業が完了した場合において、交付金の額の決定後、当該事業に充てた交付金の総額が、当該事業に係る基礎額の限度を超えることが明らかとなったときは、その差額に相当する金額を国庫に納付することとされている。いわゆる剰余金の取扱について、都が西宮久地区市街地再開発組合と協議した際に作成・取得した文書・図面・写真・フィルム・電磁的記録等のすべて。また、この剰余金の金額及び充当先等が分かる文書・図面・写真・フィルム・電磁的記録等のすべて。					1											都市整備局市街地整備部再開発課	
13	R5.7.25	R5.9.22	神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の施行認可 (令和5年2月17日) に関して、申請を認可する過程で東京都が協議、決定した文書の全て (施行認可の基準、都市再開発法第7条の14に係る協議、検討文書及び会議録を含む)	392	1						1	1	1						都市整備局市街地整備部再開発課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分									非開示理由等	所管局部課等				
					一部開示	不開示	不存	存在 拒否	(根拠規定) 条例7条										
									1号	2号	3号	4号	5号			6号	7号	8号	9号
14	R5. 7. 27	R5. 9. 22	(1) 平成29年2月10日付28都市整区第488号「神宮外苑地区のまちづくりに係る協定の扱いについて」 (2) 平成29年6月1日付29都市整区第154号「神宮外苑地区(a区域)まちづくり基本協定及び土地区画整理事業に係る協定書の地位の承継について」	19	1					1	1							(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼす恐れがあるため	都市整備局市街地整備部区画整理課
15	R5. 8. 18	R5. 9. 1	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和5年8月18日現在)	※	1													—	都市整備局市街地建設部建設課
16	R5. 8. 29	R5. 9. 6	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和5年8月29日現在)	※	1													—	都市整備局市街地建設部建設課
17	R5. 9. 5	R5. 9. 6	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇 第39期 変更届出書(財務諸表から完成工事原価報告書まで) 第38期、第37期も同様(閲覧対象部分に限る)	21	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課
18	R5. 9. 5	R5. 9. 6	東京都知事許可第〇〇号株式会社 令和5年7月19日受付 建設業許可申請書のうち 表紙から専任技術者まで、使用人数から定款まで、健康保険等の加入状況から主要取引金融機関まで(閲覧対象部分に限る)	17	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課
19	R5. 8. 28	R5. 9. 8	令和4年12月16日付 第TBT022000447号 上記についての建築計画概要書の写し	15	1													—	都市整備局市街地建設部建築指導課
20	R5. 8. 28	R5. 9. 11	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇 令和4年10月28日受付 令和4年6月期 決算変更届出書一式(閲覧対象部分に限る)	14	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課
21	R5. 8. 28	R5. 9. 11	東京都知事許可第〇〇号株式会社 令和4年10月28日受付 令和4年6月期 決算変更届出書一式(閲覧対象部分に限る)	14	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課
22	R5. 8. 28	R5. 9. 11	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇 (1) 令和5年7月7日受付 令和5年3月期 決算変更届出書一式 (2) 令和4年6月24日受付 令和4年3月期 決算変更届出書一式 (3) 令和3年7月27日受付 令和3年3月期 決算変更届出書一式 (閲覧対象部分に限る)	47	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課
23	R5. 9. 1	R5. 9. 13	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和5年8月末現在)	※	1													—	都市整備局市街地建設部建設課



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号			5号	6号	7号	8号
34	R5.9.15	R5.9.29	令和5年9月13日付け「標識設置届取下げ書」	1	1						1	1						(7条2号) 【氏名等】個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 【直通電話番号】当該法人に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	都市整備局市街地建築部調査課
35	R5.9.15	R5.9.29	(仮称)小石川二丁目マンション(建築敷地の地名地番:文京区小石川2-3-1)の建築主が「建築計画のお知らせ」の標識を撤去したことを東京都に報告した文書(文京区に連絡した文書を含む。)					1										開示請求のあった日においては、実施機関では当該請求に係る公文書を作成しておらず不存在のため	都市整備局市街地建築部調査課
36	R5.9.15	R5.9.28	平成27年11月20日付 27都市建指第492号「建築基準法第12条第5項に基づく報告について(文京区小石川二丁目3番1)」	※	1						1							個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
37	R5.8.1	R5.9.26	「東京の米軍基地2022」「赤坂プレスセンター」の<経緯>にある次の記載に関して都が入手・作成した文書(内容を裏付ける文書と経緯が詳しく分かる文書) 記載の範囲「45.12.11 東京防衛施設局は、都の意向に沿って米側と交渉することについて、都に意見照会」から「55.9.16防衛施設庁は、施設特別委員会へ道路予定地の返還について提案」まで					1										当該公文書については、現に保有していないため、存在しない。	基地対策部基地対策担当
38	R5.9.8	R5.9.14	建築計画概要書 平成15年度 第1153号	2	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
39	R5.9.14	R5.9.25	建築計画概要書 18多建建二建第4530号	4	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。